

国立大学法人兵庫教育大学学長選考会議（第6回）議事要旨

日 時 平成27年3月27日（金） 15時00分～17時10分
場 所 神戸ハーバーランドキャンパス講義室5
出席者 11人
議 事

審議に先立ち、前回（第5回）の議事要旨の確認が行われ、原案のとおり了承された。

1 審議事項

（1）学長候補者選考方法の検討事項について

議長及び総務課長から、配付資料2-1～7に基づき、学長候補者選考方法の検討事項について説明のうえ、種々意見交換が行われた。

1. 学長候補者の推薦について

審議の結果、次のとおり対応することとされた。

- ① 学長選考会議委員による推薦
 - ② 大学役員及び教職員は意向聴取有資格者15人の連署による推薦をもって立候補することができる。
 - ③ 学長選考会議委員を除く教職員は、意向聴取有資格者15人の連署により、学内外の学長候補者を推薦することができる。
 - ④ ①から③の場合において、推薦書は公開するものとする。
-
- 学長選考会議を重視して選考を実施しようとしている中で、学内委員と学外委員の推薦方法に差を設けるのはいかがかと思う。
 - 推薦をするのに名前を公表しないのは無責任ではないか。推薦人を伴う立候補が良いと考えている。人から推薦されて学長になるようでは、これからの時代やっつけいけないのではないか。
 - 責任を持って学長の任に当たるという観点から、立候補による選考が望ましい。
 - 立候補の場合でも、15人の推薦人は必要だ。

2. 学長候補者の提出書類について

審議の結果、提出書類は、推薦書、履歴書及び所信表明書とし、資料2-4の所信表明書様式のうち、学長選考基準に即した項目を設けることとした。なお、項目の内容については、次回検討することとした。

3. 学長候補者の調査について

審議の結果、学長候補者の調査に関する項目について、今回の意見を基に修正したものを次回委員会で検討することとされた。

- 面談は候補者が一人であっても必ず実施すべきだと思う。
- 第10条は最終的に決定するための条文として、取りまとめた方がよい。

4. 意向聴取の実施について

審議の結果、意向聴取については、「学長選考会議が必要と認めた場合は意向聴取を実施することができる。」と規定することとされた。なお、②については、学長選考会議以外の組織に意向聴取に実施を委託した場合の想定であるため、削除することとされた。

意向聴取は必ずしなければならないのではなく、できると規定すればよいこと、また、委員の過半数が意向聴取の実施を求めれば実施することとする、という認識が共有された。

- 意向聴取の投票結果に過度に偏ることなく、学長選考会議の主体性が確保されるのであれば、意向聴取を実施した方が良い。学内の意見が過度に反映され過ぎないような歯止めをかける必要がある。

－ 以 上 －